

平成23年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成23年12月 8日

閉 会 平成23年12月14日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月13日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税 務 課 長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	濱 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	川 崎 清 春 君
---------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番 山 舘 清 剛 君

1 番 久 慈 修 一 君

議事日程（第2号）

第 1 一般質問 5 番 久慈省悟 議員

第 2 一般質問 4 番 坂本 豊 議員

第 3 一般質問 2 番 藤田修一 議員

第 4 一般質問 1 番 久慈修一 議員

午前9時34分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 5番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は4名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、5番久慈省悟君の質問を許します。

○5番（久慈省悟君） 住民の皆さん、お忙しいところご苦労さまです。

それでは、5番久慈省悟、一般質問を始めます。

一番初めに第三セクター赤字経営についてということで、ふれあいセンター温泉の赤字解消をどのように考えているのか。議員からの提案や考えを受け入れようとはしないかということについてお伺いいたしますが、平成18年4月1日から指定管理者制度導入によりよもぎたアシスト株式会社に移行することになりました。そこで、どのくらい助成されているのか、18年度から見てみましたら19年度はございませんが、18年度は初年度ということで500万円そこそこに達していないということですが、ほかには900万円から1,000万円ということで助成金が、または委託料として支払われております。近年では企業倒産が相次ぎ失業率も上がっております。さらに、就職氷河期とまでいわれて働きたくても募集要員の少なさや募集の出す企業も少ないということで、新卒者の子供を持つ親にとっては頭の痛いところだと思います。そして、昨年の海水温の上昇によりホタテ産業には多大の損害を与え、自然の恐さを示したわけですが、ことしの3月11日の壮絶な大地震によって引き起こされた大津波、先行きのわからない不透明な社会が生んだ閉塞感、こういうことが客足を遠ざけたのではないかと私なりに分析したところではございますけれども、だからといっていつまでも行政に頼るという指定管理者だと私はうまくない、このように考え、この件に関して質問するところでございますが、このことについて担当課長並びに村長にお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（濱田 亮君） お答えいたします。

まずふれあいセンター、よもぎ温泉については皆さんご承知のとおり、村民の健康を

増進し村民が生きがいを持って生活できるようにするため設置しているものであります。蓬田村が住民福祉健康のために行っている事業であります。現在、この事業の業務を指定管理という形で株式会社アシストに施設及び設備の維持管理、使用の許可、利用料金の収受に関することを担わせています。ふれあいセンター運営に充てる経費は村からの支出とそれ以外はほぼ入浴料収入しかありません。その入浴料収入は入浴者の減少によりここ5年で約740万円も少なくなっております。

このふれあいセンターは利益追求型の民間事業ではなく、障害者訓練の場ともなっていて、福祉施設としての役割も担っています。その上、地域の雇用にも寄与しているものであります。よって、運営に係る経費とその入浴料収入だけを比べて赤字という見方は成り立たないものと思われまます。現在、株式会社アシストでは入浴者をふやすため従業員一丸となりアイデアを出し合い、さまざまな取り組みを実施して頑張っているようでございます。

なお、議員からの提案や考えはもちろん住民からの建設的な意見・提案はいつでもできるだけ受け入れします。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 課長の答えの中でアイデアを聞きながら実行しているところがございますと言う返答が返ってきたわけですが、後ほどそのアイデアがどのようなものか、少し答えていただければ助かりますけれども。まずは、これから今ことしの大震災のおかげで来年度は国がさまざまな交付金が減らされるのではないかと。当然村もそのように想定をしていると思いますが、持ち出しが少なければ少ないほど村もそれなりに助かっていくわけで、どこか辛抱していかなければ少ない予算の中でやりくりは村もやっていけないわけですので、民間の温泉がどのような自助努力によって企業として営業しているのか、その辺の当たりもアシストさんには勉強していただきたいと私なりに思ったわけですが、確かに営利団体ではないというのも私もそうで知っているわけです。しかしながら、自助努力しているという今課長の答弁ではございましたので、その辺もお聞かせ願いながら今後一緒になりながら、行政と一緒にしながらできるだけ持ち出しの少ないそういう団体であってほしいなと願うわけですが。課長、先のことを少し答弁お願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（濱田 亮君） お答えします。現在株式会社アシストさんの職員の方か

らさまざまな意見が出ているようでございます。その一例を紹介いたします。

まず団体客へのサービスとして抽選会を行っているようでございます。お菓子やホタテが当たる抽選会だそうです。それから回数券の鏡5枚を集めれば大人の入浴料1回分を無料にしているようでございます。それから毎週土曜日は中学生以下の入浴料を無料、それから大広間は通常5時までの利用でございますが、午後5時半から午後9時までお客様の希望があれば宴会として利用できるようにもしているそうです。それから身障者の浴槽があいているときは一般の障害のあるお客様にも利用させています。身障者は無料にしているようでございます。それから毎月第4金曜日は感謝デーとして入浴料を大人200円、中学生までは無料にしているようでございます。誕生日のお客様は入浴料を無料にして粗品をプレゼントしている。それから平成23年、ことしの10月からですけれども、月2回籐工芸、籐を編むとかそういう籐工芸の教室を行っている。参加者には100円割引入浴券を差し上げている。それからその他もありますけれども、旅行雑誌とかにも積極的に載せているということをやっているそうです。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） はい、わかりました。課長からアシストさん側のアイデアが盛りだくさんということもわかりましたけれども、私どもは地域住民の大切な財産、税金からなったり国から来る交付金でなったりということで蓬田村の運営費としてやっているわけでございますから、できるだけ温泉に入ってくるお客様をふやす自助努力というものももっとももっとこれでいけば納得せずふやしていくという方向で毎週火曜日が休日になっていますが民間の温泉企業を経営している、先ほど申し上げましたけれども、そういう人たちが企業としてどのような時間帯から時間帯まで営業しているのか、また休日等はどのように、日曜日休んでいるのかとか、お客様を獲得するためにどのように休暇を従業員同士取り合いながら行っているのかとかそういうふうの一つの企業として自分たちの自立も目指していくよう提言をして一生懸命頑張ってくださいますように担当課長の方からも、村からも伝えていただければとそう思います。これに関しては終わりますが、2番目に入ります。

2番、蓬田紳装民営化についてということで、さまざまな意見がございますが、村としては集中改革プラン計画をどのように進めていくのか。このことについて質疑しますが、私の考えは民営化イコール行政管理から手を引くとか切り離すというのではなく、万が一のときはきっちり救済できるようにもしておかなくてはならないというふうに思

っております。そのためにはどのような方法がよいのかというものを課題とする必要があります。しかしながら、企業を経営するという観点からとらえると何かがあれば当局が面倒を見てくれるだろうという甘えが成長を妨げることにもなるというのは懸念するところでございますが、村としてはどのような考えでこれを進めていくのか、少しお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 平成17年から平成21年度の5カ年で蓬田村集中改革プランを策定してございまして、その中では確かに蓬田紳装の完全民営化というふうにはうたっております。このことにつきましては、9月の村議会の定例会におきまして述べましたように、完全民営化というふうに計画の中ではうたっておりますけれども、果たして完全民営化がいいのか、それとも一部役場が出資した状態も残しておくのがいいのか、それらにつきましては議会とも十分協議しながら進めていくということで述べておりますので、これからの蓬田紳装の民営化につきましては紳装自体の考え並びに議会の考え方を踏まえながら十分協議しながら進めていくというふうな考えでおります。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今答弁がございましたけれども、9月議会において確かに民営化推進というふうに私の言い方が何かとらえられてはいるんだろうとは思っておりますけれども、民営化して何が得なんだという少し異なる意見もございました。しかし、十人十色で意見が違って当たり前なんです。しかしながら、よく聞いてみますとそちらの意見もまた間違っていない、むしろ正論だと私も思っているわけです。ですから、みんなのいろいろな意見をそこで集約して上手な方向の民営化なり、または先ほど従業員または紳装の方の意見も十分考えながら議会の方とも考えながら協力し合いながら進めていきたいという課長の答弁でございましたけれども、私が一番いいなというふうに考えているのは、さまざまな意見を調和したりまたは融和した管理の構築を願うものでございます。このように、十分さまざまな意見に配慮してできればそういうテーブルを用意していただきたいものと思いますが、そのことについてもう一度お願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ただいまの意見も踏まえて、当然議会と協議しながらということですので、その辺は十分さまざまな住民からの意見等も踏まえて対応していきたい

というふうに考えております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今課長から申し送りがあったように、それでいけたらできるだけ衝突が少なくなるのではないかと思いますけれども、ただ、一番大切なのはそこで働いている人たちが企業の成長をどのようにもっていったら企業成長がなされるのかという、またただ民営化民営化といっても時期尚早というものも何かいたしますので、その辺のことも十分考えながらこのことに関してはもう一度一から出直すという気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

それでは3番目に入りますが、免税軽油取り扱いについて。免税軽油の申請はもうとっくに終わっていなければならないんですが、国は先般免税軽油の廃止ということでマスコミが報道されました。どのようになっているか、わかっている範囲で結構ですのでお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（芳賀 作君） 軽油免税制度は既に平成21年の税制改正によって免税廃止が決まっておりましたが、3年間の猶予期間が設けられました。その猶予期間が来年3月31日で切れるということになります。軽油引取税は県の税金になりますので問い合わせしたところ、現時点で、例えば期限の延長あるいは新制度への移行あるいはそのまま廃止を含めて予想がまだできていないということだそうです。という回答が県の方からの回答です。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） ありがとうございます。私はこの一般質問を提出したのが12月8日よりもずっと先でしたので、このように乗っかってしまったんですが、同じ議員の方で農業新聞をとっている方がございます。その人の情報によれば、農業新聞には3年間延長された、そういう事項が載ってましたよと私に教えてくれた方がおまして、その辺のところは県の方では把握していなかったわけですか。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（芳賀 作君） 確かにそういう意味では明確な回答はその時点では得られなかったということです。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 担当の方の回答もわかりましたけれども、これが農業新聞の方が

正確な場合、もう一度県の方にいつごろ、もしそれが施行するのであればいつごろ結局申請をすればいいのか、農業者もまた不安になっていると思いますので、できるだけその不安を取り除くよう心がけて努力してください。

本日は私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で5番久慈省悟君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） それでは、4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

今回は5点について一般質問をいたします。

まず最初は学校給食の放射能物質検査についてであります。福島第一原発の重大事故の影響のために各地で食品への放射性物質検出が報告されています。食の安全を脅かしている原発事故は今でも国民の不安をかき立てています。先般、十和田市でも栽培されたシイタケから放射性物質が検出をされました。その原因はシイタケの原木を福島県から購入したためと報道されておりました。放射能で汚染された稲わらを食べた牛肉を初め、最近では粉ミルクからも出ています。成長期の子供たちは大人よりも体内に取り込んだ放射性物質で体内被曝をしたときの危険性が大きいと、長期にわたり体への影響が心配されています。最悪の場合は長い時間をかけてがんの発生が起きてきます。その時期は10年、20年後になる場合もあり、原因と補償問題は複雑になり泣き寝入りになりかねません。特に将来の日本を背負う子供たちのこの放射能汚染から守るためにせめて学校給食の食材への放射能検査をすべきだと考えます。

各自治体では独自に行っているところもありますが、費用もかかり大変ですが、毎日とはいかなくても予算の許す範囲でできるだけのことをすることを求めますので、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） まず現状なんですけれども、食材については物流、流通しているものを安全とはいかないんですが特に問題はないのではないかとということで使用しております。近隣の給食センターもそうせざるを得ないという状況になっております。あと、食材を仕入れるのは青森県学校給食会というところから仕入れるんですけれども、そこではサンプリングの調査をしております。その情報を入れながら、あとは村として

は農産物で米とトマトは調査済みで安全であったということで、村の野菜についてもそのように使っています。

今後なんですけれども、情報の発表とかそれからそういうものがあつたときは迅速に入れて放射能で汚れたものは絶対食べさせないというそういうものは急いで迅速に対応したいと思っています。ただ、放射性物質の検査及び検査機器の導入、設備、それについては今のところ計画は考えておりません。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今の答弁ですと、食材は物流で安全であるという前提のもとで購入しているという答弁でありましたけれども、しかし、先ほど私が述べたように、シイタケからも出たということで突発的なことに対しては事前に村で調べないとわからない、間に合わない場合もあると思います。ですから、私が先ほど言ったように、毎日とはいかなくてもどのぐらいの費用がかかるかわかりませんが、定期的に食材を検査してもらうということは私は可能ではないかと思うわけです。ただ他人任せで安全であるという前提のもとで購入して使用しているということは私は少し問題があると思います。すべてを疑うということではないんですが、この学校給食会のサンプリングというものは具体的にはどのようにして、どんな形で毎回検査をしているのかわかっておる範囲で答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 県の農林水産部の方にサンプリングを渡してやっているようです。それから県の農林水産部の方では県内4ヵ所にその検査機器を設置しているようです。それで、今ある調査した機械の金額とかなんですけれども、それは市販の定価25万円ぐらいの機械ですとベータ線とかガンマ線ははかれるらしいんですが、セシウムとかそういうものははかれない。あともう一つ、県から来た情報で1枚物のファクスで流れてきたんですけれども、国の方では東北7県に対して放射能を調べる機械を補助する。それでその補助の対象額が250万円で県に補助するというので、各県に5台を見込んであるというものです。それで、5台ですので青森市とかそういう大きいところが要望すればその中には近隣の市町村も活用できるように配慮してくださいというふうな中身になっています。ですので、村独自としてはちょっとまだ金額的なもの、それから人事のそれを操作する職員、専門的な職員も必要と考えますので、給食センター独自ではまだ全国にも検査しているところがないそうです。蓬田村も今のところは考えづらいとい

う考えになっています。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 課長の今の答弁ですと25万円ぐらいで購入できるということでありました。ただ、県に補助する250万円の機械に関しては5台だけということで、それは村でも活用できるわけですよ。

それから答弁の中でガンマ線、ベータ線は25万円の機械で検査できるがセシウムというのは物質であって放射線ではないわけです。ですから、放射線が出ているか出ていないかわかればいいわけです。だから、どういう物質が入っているかということは別に問題ないので、大きな機械にかければどういう物質が入っているかということがそれはわかるわけで、学校で調べる食材に調理する前にはかる段階では放射線が出ているか出ていないかわかる範囲でまずいいわけなので、安いものであれば独自に購入をしてもやるべきだ。私はそう思います。ただ、250万円とかの機械であっても2億円もするわけではないが、村の予算の中では買える範囲でもあるし、そういうことも一緒に含めながら今こういう全国でこれからますます放射能汚染の物質が相次いで検出されると思います。何せ、先ほど言ったセシウムに関しても半減期が30年以上ということであればこれからずっと何年も影響があるわけで、ここ一、二年で消えてしまうものではないわけです。長い期間置いて高価な機械ではありますが、村でとても買えないような代物でなければ私はすぐ計画するべきだと思います。どこの自治体でも学校給食センターが独自に行っていないということを理由にする必要がないという答弁は私は当たらないと思います。

また、国の放射性物質検査というのは私は信頼性が非常に疑問視されていると思います。福島県の米から相次いで基準値を上回る放射性物質が見つかりました。当初は福島県産米からは検出されないと報道されました。これで一安心をしていたところなのですが、その後相次いで部分的に放射性物質が基準値を上回るものが発見され大問題になっています。私はこのことを裏返せば国や東京電力の補償範囲を狭めるために手を抜いているとしか思えないわけです。すべての被害に国と東電は補償すべきことは当然であります。しかし、国が行っている検査だけではおぼつかないわけです。ですから、私はこの給食の問題についても何らか国に頼る、県に頼るばかりではなく村独自で行動すべきだと。25万円ほどの機械というのはとても購入することができないのかどうか。再度質問をいたします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 放射能というのは私たち給食を預かっているものにとっても一番心配なことで、それから栄養士もどこどこ産はどうのこうのという風評、そういうものはやりたくないという考えにも立っています。であれば安全なものを提供するという意味で250万円の機械が近隣の青森市に入った場合はもちろんそれを村でも利用するようにしますし、それから市販の25万円ぐらいで放射線をはかれるそんな機械も購入してやれるように検討するというので考えます。考えていきますということでよろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） それでは、次の中沢の児童公園について質問いたします。

先般、中沢児童公園の遊具が撤去されました。長年危険なまま放置されてきましたが、その原因は何か、答弁を求めます。また、撤去された後ですが、新たな遊具の設置計画等はあるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えさせていただきます。

長年放置ということですが、壊れたところは補修した経緯はございます。ただ、小まめにペンキ等を何回も塗り直し使用するとか、大々的に補修はせずに今日まできたのもまた事実ですが、議員言われるように、特に何らかの原因があつてどうのこうのということではないというふうに認識してございます。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 新たな設置計画はあるのか。答弁、お願いしたい。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 申しわけございません。新たな遊具の設置については考えてございません。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） この長年放置されてきた原因については補助金の関係で撤去することができないという話をチラッと聞いたことがあるわけですが、その事実はないのか、1点です。

それからもう1点は、新たな遊具の設置計画はないということでありましたけれども、なぜ子供たちのために遊具をつくることをしないのか。この点についてその理由という

のは何なのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） まず1点目の補助金の関係で撤去できなかったのかということですが、申しわけありませんがその辺については細かく調べて調査してございませんでした。後で調査してこの辺、回答させていただきたいと思います。

それから新たな遊具の設置となりますと、今公園につきましてはいろいろな年に何回か検査をして保険をかけて責任を持ってやっていかなければならないという面もございます。それから私も前にやっていたんですけれども、最近利用する子供たちも若干少なくなっているという面もございます。ただ、自治会あるいは子供会から新たな遊具の設置ということで要望があればまた協議をしていく考えはございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 2番目の新計画について保険をかけてやるということは経費がかかるからできないという意味なのか。新しい遊具の設置については地元からの要望があれば検討したいということでもありますけれども、この新たな遊具を設置するためには当初は何年ほど前につくられたのか定かではありませんけれども、恐らく昭和50年代だと思うわけですが、仮に中沢の児童公園に設置されていたような遊具を設置することになれば費用というのはどのぐらいかかるのか。そういうものは考えているのか、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 保険の費用等のお話ですが、もちろん費用の関係もありますけれども、とりあえず今の公園につきましては厳しくなりました、つくれば役場側の責任も大きい。ただ、この体制を確立できればやっていきたいとは思っております。

それから新たに設置すれば費用がどれぐらいかかるのかというのは、これはまだ検討してございませんでした。それから前にこの中沢地区の公園ができたのは私の記憶違いでなければ昭和54～55年のあたり、約30年間以上経過しているものと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 3回質問しましたけれども、これは質問に入れておりませんでしたけれども、中沢の児童公園を撤去した後が余りにもずさんで荒れています。整地をきちんとするようにしないと景観上もよくないというふうに思います。業者が最後は整地

をしてきちっとならずようなそういう方法でやって役場もそれを見て検査をしてお金を支払うようにしなければだめだと思います。機械の重機のわだちもそのままであり、土も平らではないので、とても子供たちがその後遊べるような状態にふさわしくない現状になっておりますので、すぐ調査をして対応をしていただきたいと思います。

次に3番目の野田政権の危険なTPP参加について質問をいたします。

まず質問に入る前に、野田政権と民主党が行っている国民への裏切り政治について少し述べたいと思います。2年前の2009年8月の末に行われた総選挙は長年の自公政権が国民に見放された結果、民主党が政権につきました。自公政権が負けた原因はどこにあったのか。マスメディアは真実を報道しません。一握りの大企業応援とアメリカへの従属の政治がもたらした格差が原因でした。労働派遣法の改悪など、若者が路頭に投げ出され雇用の安定が見込まれないために結婚もできない人たちが急増しています。おのずと少子化も進み、景気後退の原因にもなっています。アメリカの日本国内政治に対する干渉は日本の政治に大きな影響を与えています。アメリカの言いなりになる政権は長期政権にはなるが少しでもアメリカの反発を買う政権は引きずり下ろされてしまいます。普天間基地問題で迷走を続けた鳩山、菅政権は1年足らずでありました。アメリカの反感を買ったためであります。野田総理は長期政権のために財界とアメリカの言いなりになることに徹しています。これほど日本国民を裏切る行為と危険性はありません。アメリカは普天間基地問題でも自公が決めた辺野古への新たな基地建設を突きつけています。しかし、沖縄県民の怒りは決してそれを許すことはありません。民主党は選挙のときに普天間基地の国外、県外を公然と口にしておりました。それが当時岡田外務大臣がゲーツ国防長官に恫喝をされその方針を一転してしまいました。今野田政権が不撤退の決意で行おうとしている消費税増税も当初は4年間は議論しないといっておりました。これはだれの記憶にも残っています。とりやすいところから税金をとるというやり方の一方で、大企業の減税だけは譲らないのですから、だれのための消費税増税かは明らかであります。民主党も自民党と同じ大企業からの政治献金に財政を頼っています。国民の税金を分け取りしている政党助成金ももらい続け二重どりになっていますが、一向に改善の兆しさえも主張しません。財界がその支配権を維持するために自民党と民主党の二大政党制で悪政を維持しようとしてきましたが、その主役はたった2年で化けの皮がはがれてしまいました。いよいよ民主党、自民党、公明党の3党体制で難局を切り抜ける荒業に打って出ましたが、これは支配勢力には都合がよいが国民の期待とは全く逆の方向

へ行くこととなります。2大政党制で少数政党を排除しようとしておりますが、これでは戦前の大政翼賛会政党になりかねません。あからさまなアメリカと大企業、財界の利益ばかりを押し付け大震災でいまだに苦しんでいる被災地の復興を妨げる消費税増税や被災地の漁民の利益を犠牲に長年からねらっていた大企業による漁業支配を目指す水産特区は大企業が自由勝手に沿岸漁業に参入できるもので、まさに火事場泥棒みたいなものであります。大津波で甚大な被害を受けた漁民に国の援助が必要なのに、このようなことを民主党は考えています。野田政権はアメリカによる日本の経済支配を一層強めることになるTPPへ国民にも国会でもまともな説明をすることを拒否して参加を表明しました。このような前代未聞の国民不在の総理はありません。財務省言いなり、大企業言いなり、アメリカには日本国を売り渡すまさに売国奴であります。TPPへの参加は農業だけでなく漁業はもちろん医療関係でも大反対が起こっているように、日本の国民皆保険制度をつぶすことにもなります。物だけではなく人的な国内への参入も行われます。国家としての機能が剥ぎ取られ、アメリカの好き勝手にされるのがTPPです。ろくな検証もせず、TPPへ賛成する御用学者もありますが、医師会を初め農業団体も含めて広範な運動でこの国の存亡がかかっているTPP阻止運動を強めなければなりません。野田政権がこれを実施すれば米づくりはあつという間に崩壊をします。日本の広大な面積に作付けされている水田はたちまち雑草だらけの荒れた荒野になってしまいます。今休耕している水田の多くのほとんどは手入れをされることはないヨシや背の高い雑草が茂っているところがたくさんあります。アメリカやオーストラリアの米地帯と日本の米づくりは競争できません。1俵当たり2,000円から3,000円で米が輸入されれば採算が取れないのですべての米づくりは崩壊します。いち早く輸入自由化された林業を見ればわかります。林業で木を切っても採算がとれないために国内で木を切ることがほとんどできません。米も同じこととなります。農水省の試算ではでも100%の米の需給がわずかに10%になると予想されています。

この問題は農業だけでなく蓬田村の存亡にもつながります。北の大地に住んでいられるのは農地で米が生産できるからであります。これがなくなれば人はいなくなります。公務員は安泰だと思っているかもしれませんが、村の人口も減り続ければ役場を維持することも難しくなります。地場産業を大事にし、食料を100%自給できる国が本当の安定した国です。TPPに参加をすれば今でもジリ貧の農家は10年後には確実に衰退をしてしまいます。トマトや野菜をつくれればよいと考えている人もあるかもしれませんが、

多くの農家が参入すればたちまち過剰生産になり価格の暴落に歯どめがかからなくなりあつという間に野菜農家もつぶれてしまいます。民主党は戸別補償などで対応するかのよう無責任なことを言うておりますが、公約破りが民主党の公約ですから信用する人はおりません。年間に農家救済のために5兆円もの予算を組むことは不可能です。今までの公約破りを見れば一目瞭然で口からのでまかせに過ぎません。野田総理は自身の政権延命のために国民の利益をアメリカに売り飛ばそうとしているに過ぎないわけです。T P P参加を本気で村を挙げて阻止するために村長の考えを伺いたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりT P Pについてはあり、いろいろな団体から反対運動が起こっております。もちろんの農業団体は反対しているわけでありまして、我々町村も反対運動をいたしております。特に、11月30日の全国町村会の大会ではこのT P Pに反対ということでスローガンを掲げながら各省庁に陳情してきたところでございます。いずれにしても、T P Pの問題については野田政権は前向きに検討するというところでございませうけれども、農村の崩壊というか破壊というのはそれをここに向かっていくのは今のままでいけば恐らくその方向にいくのではないかと。ちなみに、1996年にガットウルグアイラウンドを実施いたしまして毎年ミニマムアクセスにしたときには米が1万6,000円近くしておったんですが、現在は政府の補償がなければ八千四、五百円と約半分ぐらいになっています。ですから、恐らくT P Pを実施すればそうなるのではないかと我々はそう考えて、恐らく八千幾らからもっと2,000円ぐらい落ちるのではないかとこう思うわけであります。そしてまた、国が坂本議員もおっしゃったように本当に1俵当たり4,000円も5,000円もずっと補償できるかということはこれはありえない。国民が納得しないだろう。1年2年ではいいけれども5年、10年ということになると恐らく国民は納得しないだろうとこのように思われるわけでありまして、何としてもT P Pについては反対をしていかなければならないとこのように思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） T P Pへただ反対を表明しているだけではとてもこの政策をかえることはできないので、大いに国会などへ出向き陳情するなり、そしてあわよくば村民を動員しての国会へのデモなど目に見える形での行動を起こさないと、このままでは村

民の期待にこたえることができないと思います。実際、農家の人口は減少しているためになかなかすべての村民が賛成するというそういう状況にはないわけです。しかし、この村が生き残るためにも地場産業の農業が衰退してしまったらもうここに住んでいる目的というものの多くが失われてしまうわけです。何よりもこれから将来世界の人口が70億人を超え食料が不足するとされている時期に自給できる米まで放棄するという事は国の存亡にもかかわるし村の存亡にもなるわけです。ですから、私は村長に求めたいのは答弁で反対というだけではなく、目に見える形で村民を動員する形、それから村でのT P Pへの参加がどのような悪影響を及ぼすのか、これについて村民への周知を図りながら行動を起こすことも必要だと思います。それについての考えはないのか、再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） さっき言ったように、この蓬田だけということではなく全県、全国的にそういう組織の中でやっているわけでありまして。今のところは村単位でということとは考えておりません。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 農協を初め、漁協も含め、いろいろな団体を巻き込んでそういうT P P反対に対する決起集会、こういうものを私は開くことはとても大事だと思います。これは政治問題です。役場の村長が中心になってやるということになればそれなりの大きな影響を与えることもできるし、メディアに対しての発信力もあると思います。再度考えはないのか、また検討する余地はないのか最後に求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 農協等もいろいろ頑張っているようでありまして、その辺の情報は我々といたしましても随時聞いて、そういう大きい広まりがあるのか、大きな広がりになるのかならないのか、これからも注意深く見守っていきたいと思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ぜひ何らかの形でやらないとこのままでは野田政権に裏で取り引きをされざるざるとアメリカの言いなりになって交渉から抜け出せないような最悪の事態になりかねません。今が勝負どころではないかと思っておりますので、ぜひ村長の奮闘も期待するところともに、私どもも行動を起こしていきたいと考えております。

次に、蓬田紳装の企業年金についてお伺いをいたします。先般、日本共産党の高橋ちづ

子国会議員から蓬田紳装の企業年金のことで私に連絡がありました。古川村長が企業年金のことで困っているので国会議員へ陳情し、窮状を訴え、その対策を求めたいという要旨でありました。企業年金の掛け金が蓬田紳装の経営に大きな負担をかけていて、脱退するにも多額の保証金が必要だということです。毎月の掛け金が270万円ほどになっていて、年間でも約3,000万円で経営を圧迫しているという話ですが、その詳細について村長から答弁をお願いをいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 議員もご承知のとおり、企業年金は現在600ぐらいあります。電気、機械、サービス、あるいは運輸、運送、あるいはまた我々のように繊維産業、さまざまな産業に企業年金をつくったわけでありまして。ところが、紳装、アパレル業界だけを限って言いますと、平成3年につくったんですけれども、それ以降、アパレル業界が中国とかベトナムとかそういう方に進出していってしまっていて国内は空洞化しているところというような状況がずっと続いたわけでありまして。そしてもう一つは、アパレル業界が倒産していく、景気の低迷で倒産していくというような憂き目に遭ってこの企業年金、最初発足した当時はそれなりの効果があった。厚生年金プラス企業年金ということで、非常に当時は期待されたわけですね。ところが、現在に至ってはもはやもらう方が多くなりまして、掛け金をかける側が少なくなりました。よって、我々紳装の収益のほとんどを企業年金にかけていかなければならないということに現在なっているわけでありまして。

そして、今から2年前に衆議院の総選挙があったわけでありまして、そのときに民主党は企業年金の廃止ということをして、その窮状をわかっていたものから廃止ということで公約にしたわけでありまして。そして、我々としても政権を担っている民主党、そして自民党、そして共産党の方にこの窮状を訴えてこれを脱退できないのか、あるいは掛け金の減額ができないのかとかさまざまな相談をしてきたところでありまして。しかしながら、今から10年ぐらい前に法律改正になって厚生年金と企業年金を抱き合わせてしまったためにやめることができないということになったわけでありまして。そこで、我々としては自由にやめられるような方向を法律改正をできないかということで先般も各政党を回って陳情したわけでありまして、法律の問題でありますからなかなかそうはいかないだろう。ただし、民主党はそれを公約にしておりますのでその辺を我々はぜひ公約どおりやってほしいということで今陳情しているわけでありまして。

ちなみに、坂本議員がおっしゃったように、現在275万円、1ヵ月払っています。ですから、12ヵ月にいたしますと3,300万円、そのほかにボーナスとか残業手当とかそういうものにも入ってきますので、全部そういうものにもこの年金の負担金がとられるということでございますので、恐らく最終的には3,400万円ぐらいとられるのではないかとこう思っているわけでありまして。そして、政府の方では2月中に企業側に改善計画を出しなさいということになっております。改善計画を出すということは、我々の情報によれば掛け金を上げてもらう側を少なくする。そうしないと帳じりが合わないということです。そういう方向に持っていくんだというような話を我々が企業年金の、東ニット企業年金の理事長、専務の方から直接聞いております。ですから、今1人1万2,000円ちょっとですけれども、これが1万3,000円、1万4,000円になると恐らくこれは紳装といたしましても払う能力がないのではないかとこのように考えております。また、新聞紙上を見ますとこの企業年金をかけられないで倒産している繊維産業の企業がたくさんあるというふうに聞いております。ですから、何としても法改正をしていかないと、緩やかながらも法改正をしていかないと恐らく企業年金は、東ニットの場合、繊維産業の場合は大変なことになるだろうとこういうふうに考えております。実情はそういうところなんです。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 将来の見通しが当時としても思わしくなく、多くの縫製工場が中国などの国外へ移転している時期だと言われていましたが、その見通しの甘さもあったのではないかと思います。村として脱退のために必要な資金の融資を求めることは考えておりますか。また、その金額は幾らぐらいになるのか答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 最初、平成3年のことですからその当時は企業年金が今は厚生年金に足りない分を補てんするというので入れたわけでありまして。しかしながら、二十数年間の産業の構造そのものを見ますと企業年金に入ったということは見通しが甘かったとそう言わざるを得ないわけでありまして。そしてまた、今から10年ぐらい前に改正になったわけでありまして。そのときにやめるチャンスがあったそうでありましてけれども、それも継続していたということは従業員のためといえども見通しが甘かったとこう思うわけでありまして。また、やめられないわけではありません。やめられますけれども、うちの方の試算、東ニットの方の回答ではやめる場合は2億数千万円の一時金を払わなく

ては脱退はできないというようになっているようであります。ですから、2億数千万円
の金はとても捻出できる額ではありませんので、現在は最終的にどのぐらいになるかわ
かりませんが、3,300万円は最低かかる。そのぐらいの金額は毎年払っていかなけ
ればならない。現在ではそういうことになります。ですから、社員の給料も労働条件も、
あるいは設備投資も現在は非常に難しいというふうになっています。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） もし村長が先ほど答弁したように掛け金も上げられると経営にも
大きく響くわけで、給料も減額をする必要が出てくるということになります。脱退する
のに2億数千万円が必要だということで、力のある大きな大企業などはそういう違約金
を払って脱退しているというところもあるようですが、紳装は村が出資している企業で
もあるのです、これに対して村が、村長が社長を兼ねているわけですが、村がこの融資を
するという事は法的にどうなのかはよくわかりませんが、こういう補助しなければ
とても利益の中からこの掛け金を支払うことができなければ倒産ということになっ
てしまうわけです。そういうふうになった場合においても村で何らの援助ということは
できないのか。これについてはいろいろな議論があると思いますが、実際村の援助が必
要だというときになった場合にこのことは村長の立場としては援助できる、援助する気
があるのかどうかについて、最後答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 援助するとかしないということではなく、民主党がそういうふう
に約束しているわけでありますから、その約束を100%実施しなくてもいろいろな方法
で実施させていくような陳情をしていく。これは我々だけの、繊維産業だけではなく建
設関係も土木も、それから食品産業も運輸も、みんなそういう憂き目に遭っているわけ
であります。ある食品会社ではアメリカ資本系の会社では50億円を払って脱退したとか、
大手の自動車会社では20億円を払って脱退したとかこういわれているわけです。これは
新聞紙上に出ております。ですから、そういうような事態になっていますので、これは
政治的な大きな問題であり、我々市町村が補てんするとかそういうようなものではない。
民主党が法を改正して、そして我々の掛け金を少しでも軽減させる、1回にやらなくて
もそういうような方向でいかないと恐らくこれは大変なことになるだろう。これは意外
と陰に隠れている問題だけれども、国の制度としてこの年金制度として非常にこれは大
きな問題だとこのように考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） わかりました。

それでは、最後に東通原発の事故シミュレーションについて質問をいたします。

東通原発が事故を起こしたときに発生する放射性物質の拡散をシミュレーションしたデータが朝日新聞社より公表になりました。インターネットで配信しています。これは朝日新聞車が鳥取大大学院の栗政 准教授に依頼をして作成したもので、国のSPEEDIにはない東風をも想定しています。それによりますと、仮に東通原発で事故が発生したときに蓬田村へは8時間後には放射性物質が飛来してきます。このときに雨が降れば確実に地上へ放射性物質が落ちてきます。東風では大倉岳の中山山脈に雲がかかるようにこの地帯にそれが降り注ぎます。放射性物質で汚染された山から流れてくる水は確実に水田にも広がり、地下水も放射能で汚染します。そうなればこの村に住むことが難しくなることは福島県の飯舘村の例でも想像できます。今回の福島原発での事故があったにもかかわらず県内の原子力施設の立地自治体はその原発の再稼働を執拗に求めています。

近隣町村だけでなく、対岸の津軽の市町村はおろか青森県全体が放射能物質で汚染されることを考えると地元自治体だけの問題で済むことではありません。このデータを村民にも広く知らせて、原発への危険意識を強める必要があります。日本では原発を推進してきた政府と電力会社が一体になり、原発事故は日本では起こらないというその安全神話を振りまいてきました。しかし、福島第一原発の事故が起きる前でも数え切れないほどの事故やデータ隠しが頻繁に行われてきました。原発は事故を起こすことを想定した避難訓練も真剣に行われてこなかったのも、そしてヨウ素剤の支給もおくれたのもすべてが安全神話に基づくものでした。

今回の原発事故後も性懲りもなく反省するどころか推進をし原発の再稼働と中断している大間原発や東通原発の工事再開を求める地元自治体は一体何を考えているのか。本当に原発のそばにいて家族が幸せな暮らしを本気でできるとっておるのか。だれしも目に見えない放射能への恐怖は持っているはずであります。それを知らないのはただの無知でしかありません。ねらいは原発に関する膨大な金だけが目当てであります。そのことはだれも否定しません。ここまで工事をして中断したのでは生活が成り立たないからです。そのためにそれに見合う補償をすることが政府の役割であります。このことは当然しなければいけません。高速増殖炉のもんじゅに対しても世論もほとんど否定的で、

プルトニウムを取り出す目的がなくなっています。六ヶ所村の核燃サイクル基地の存続目的はなくなりつつあります。原子力発電所の1年分の放射能を核燃サイクル基地が本格操業すれば1日で放出するのですからこんな危険な代物はありません。一刻も原発からの脱却を図るときになりつつあります。今回、朝日新聞社から公表されたデータを見て村長は東通原発の再稼働や大間原発工事再開への対応をどのように受けとめているのか答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今回の福島の大事故は原発に対する国民の、そして青森県民の考え方が全くかわってきたところだと思います。やはり脱原発で、そしてクリーンエネルギーを開発していく、そういうような方向へ向かっていかなければならないだろうと我々考えております。恐らく東通も大間もそう簡単には再開できないだろうとこのように考えております。我々としてもできるだけクリーンエネルギーを求めていかなければいけないこのように考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 村長は朝日新聞社のホームページでこの事故のときのシミュレーションの画像が、動画がありますが、それはまだ見ておりませんかでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今見ました。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 失礼しました。原発は完成された技術ではないため、その後処理に膨大な経費がかかるわけです。その費用を計算しないで動かしているのです。これからは自然エネルギーで十分賄える技術にこそ予算を回すべきだと考えております。太陽電池パネルも大量生産することでコスト削減を図ることもできます。原発がとまると日本の電力は大変だというのは今ある原発を動かすことで利益が出せる電力会社の都合だけであるわけです。私たち村民はずっとこの蓬田村で生きていけるそういう世の中にしないといけません。人間は住めば都という言葉がありますからどこでも生きることはできます。私自身はどこで寝泊りしても何の苦にもなりません、多くの人々はまくらがかわれば寝つけないのではないのでしょうか。何度も繰り返しますが、東通原発の約250キロメートル東側には今回大地震を起こした日本海溝があります。いつ何時巨大地震が発生して津波が来るか知れません。そのときにそれこそ想定している以上の津波が来れ

ば、東通原発も破壊されて福島第一原発のような大事故につながります。震災前にはそんなことはありませんというかもしれませんが、今度からはそういう言いわけはできません。常に最悪のことを考えるべきであります。それは原発をすぐにとめること以外にありません。代替エネルギーに転換をしたら原発を誘致したような恩恵があればいいわけですから、何も原発だけにこだわる必要はありません。

蓬田村は原発に無関心でいられないことを再度認識してもらうのは村を政治的な行動を村長に求めます。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） さっき言ったように、この原発の問題については慎重に対応していかなければいけない。そしてまた、我々としてもさっき言ったように代替エネルギーというものをこれから積極的にやっていかなければいけない。この朝日新聞のホームページ、これを見ましても80キロメートルといいますと津軽半島ほとんどかかるわけでありまして、我々は東通、あるいは大間、あるいは六ヶ所もそうでしょうけれども、これらについてはできるだけ新しいエネルギーの開発の方に向けていって、将来は廃止していくというような方向に持っていきたいものだこう思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 質問の3回は終わってしまったわけですが、もし事故が起きれば東風の場合は数時間でもう放射能が蓬田村に飛散してきますので、速やかに緊急に蓬田村住民を避難させる、そういうことも念頭に計画しないといけないと思います。

きのう、ことし1年の東寄りの風を数えてみましたら、111日ありました。昨日までであります。これは毎日やませが吹くということではなく、気象庁のデータで東の字がつく、東の関係がある風の方向で111日というふうになっておるので、まさにこれからいきますと3分の1は東の風が吹く状態にあるわけで、ここも対岸の火事ということでは済まされないわけで、避難訓練等も実際に稼働した場合には、早急に計画を立てるよう求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（木村 修君） 以上で4番、坂本 豊君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し会議を再開します。

日程第3 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（木村 修君） それでは、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） おはようございます。

先ほど坂本 豊議員からもT P P交渉の農業への影響というふうなものが出されましたが、視点をかえて私からも質問させていただきます。

T P P問題は我が村の基幹産業である農業、特に稲作に与える影響は甚大と思われるわけですが、そのことに関連してこのT P P問題ですけれども、最近新聞紙上で第1面に載るというふうな機会がぐんと少なくなってきました。週刊誌やらテレビやら見ますと、賛成する人・反対する人、非常に二分した問題になっているというふうに思われます。議会でもさきの議会ではこのT P Pに対して反対というふうな決議をしたわけですが、ただ、反対するだけでいいのか。政府の考え方なり見てみますと、どうもいろいろありますがこの交渉には参加していくのではないかとというふうに私個人は思います。しからば、我が村ではどういうふうな生き残りの工作をしていったらいいのかということは非常に大きな問題であるというふうに思われます。

その中でさきの議会で村長は最近農家が高齢化のために非常に遊休農地が多くなったりしている。そこで役場でもその対策を考えていかなければならないというふうなことをおっしゃっていましたが、このT P P問題に絡めて非常にこれが急なものになってくる可能性もあるというふうに思われますが、役場としてはどういうふうな、反対ということはともかくとしてどういうふうな対策を講じていくつもりなのかお聞きします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） ご存知のとおり、T P P交渉に参加表明をしたわけですが、その後の交渉がどうなるかまだわかっていないところです。いずれにしても国の対策がまだ示されていないし、まだこれから推移を見守っていく必要があるだろうというふうに考えています。いずれにしても、24年度、来年度から新規施策等が出ております。具体的には農地ですと20町歩とか30町歩とか集積するとか、あるいは担い手新規就農とかそういう施策ということが来年度からぼちぼち出るようでございますので、それらをまず踏まえましていろいろこれから、T P Pの関係はこれから交渉がどうなるかまだわからないところでもありますけれども、いずれにしても向こう5年間、24年から

始まる新規の施策を絡めながらやっていかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） まだ具体的には進んでいないので、今後出次第、国の方針が固まり次第その対策を考えていくというふうなご答弁でございましたけれども、9月の議会で先ほども申しましたけれども、9月の議会で私の一般質問の中で村長は高齢化、それから遊休農地の増大の対策として公社等の設立により農地とその関連施設の有効活用を図るというふうなことを話されました。このことについてもこのT P Pとも全く関係のない話ではないと思いますので、その後どうなってどういう推移をしているのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今課長が答弁したように、恐らくこれからこのT P P問題がはっきりしてくれば政府の方でも打ち出してくるものと思う。ただ、我々想像するには農地の、今課長が言ったように、担い手の育成、あるいはまた農地の集積、あるいはまた機械の有効利用、そういうものが打ち出されてくるのではないか、このように我々は想像しているわけであり。ですから、これからはそういうような考え方もひとつ頭に入れてこのT P Pの問題を注意深く見守っていくしかないだろう。恐らくこれから本格的になっていこう、このように思います。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） まだ担当課長、村長おっしゃるようにはまだ具体的にははっきりしたものが打ち出されていませんけれども、恐らくこのT P P問題、非常に政府でもこの対策を考えていろいろな事業なり誘導をしていくものと思われ。もう既に一番早い問題として民主党が言っている6次産業化に向けて生産、加工、販売というふうな一体的なものをやらなければならないというふうなことを示しているようで、きのうですけれども私のところにもアンケート用紙が、かなり分厚いアンケート用紙でどういうふうにかいたらいいか迷うようなアンケートでございますけれども、回ってきておりました。そのための助成金とか補助金とか、そういうふうなものも役場を通じてこういうことをやりませんか、こういう事業がありますというふうなものが、手厚いものがあるものというふうを考えられますけれども、我が村でも農産加工施設なりそれから農産物の直売所なりそういうものをつくってやる必要があるのではないか。村長はあるようだけれど

も、現在のところ白紙というふうな答弁、先般はしておりましたけれども、具体的に考える時期に来ているのではないかというふうに思われますが、考えをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 藤田議員がおっしゃったように、T P Pの問題では米の問題はさっき言ったように政策を打ち出して国はくるのではないかと思う、我々もそれに農地の掌握とかあるいはまた機械の共同利用とかさまざまな方法でくるかと思えます。ただ、ではそれで所得が上げられるのかといえば決してそうではないと私はそう思います。この6次産業に向かっていかなければいけないということは確かでございます。3月の議会では設計委託料を出したわけでありましたが、皆さんの同意が得られず否決されたわけであります。

我々としてはまだその夢を捨てたわけではございませんので、これから議員の皆様方と十分協議をしながら、もし財政的に許せるものであれば考えていかなければいけないだろうとこのように考えております。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 米も現在飼料米はありますけれども、加工用の米というふうなものも取り組んでいる農家はないようでございます。これを全量加工米をつくって全量加工して販売するという事になれば非常に問題ですけれども、この加工米というものも手をつけていかなければならない問題の一つかなというふうに思われますが、いずれにしても農家の所得の向上のためにいろいろな手を打っていかなければならない。行政でもそれに手を差し伸べていかなければならないというのはだれが考えても明らかだというふうに思われます。これからの検討をよろしくお願いいたします。

次の問題に入ります。現在村営住宅建設されているわけでございますけれども、かねてから村長は村営住宅はもちろん住居者のためにも必要であるけれども、村内の建築業者のためにもこの不況を乗り切るために必要だというふうなことをおっしゃってありました。それで、入札行われたわけですけれども、電気工事は別として入札結果が6業者のうち青森市内の業者が2社、そして村内の業者が4社の方が落札されました。私は、当然村内の業者がほとんど全部落札するのではないかと考えていたわけですけれども、青森市内の業者が2社入ったというのはどうしてそういうことになったのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 答弁いたします。今回の物件は6件でございました。それで村内全業者6業者、それと青森市と外ヶ浜町から5業者、計11業者で入札を執行したところでございます。その結果、村内4業者、青森市2業者が落札をしたということでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 入札ですので役場の希望の価格に沿ったものが入ったというふうなことだと思うわけですが、表面的にはもちろんそうでしょうけれども、村内の業者のほかに入るような仕組みになっていたのではないかと私は思われるわけですが、そういうことはございませんでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 今回はこの6件のうち1業者1物件という形で、1業者が複数の物件を落札をしないようにということで1回落札をしますと次からは入れないという方法で入札をいたしました。この場合、4件目以降になりますと入札業者が少なくなりますし、最後になりますと1物件と1業者となってしまいます。ということで、近隣の町村ということで青森市と外ヶ浜町から合わせて5社入っていただいて入札をしたところでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 村内の業者が全部やれば非常にいいと私は思っていたわけですが、非常に私としてみれば残念な入札結果だというふうに思っております。

そこで、それとともに建築業者には経営審査を、建築業者は常日ごろから村長が経営審査は通っていなければだめだというふうなことを言っておられましたけれども、今回落札した業者はその経審、みな受けていたのかということをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 今回落札いたしました6業者のうち、村内4社、青森市内2社、いずれも経営規模と評価は受けて提出されております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） このことについては今まで村内の業者は非常にこれを受けている人が少ないというふうなことを聞いていたわけですが、村内の業者、それと青森市内の業者2社、4社、2社で6社がすべて受けていたというふうなことをお聞きしましたけれども、これはことしから毎年受けるものというふうに聞いておりますが、新た

にことしとったものでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 各業者からは蓬田村の工事に参加したいということで指名願を提出されてございます。その中に、今回は22、23年度の2カ年にわたって有効期間の指名願が提出されておりまして、その中で提出されているということでございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ことしは6業者によって入札された。そして15戸が建設されようとしておりますけれども、次年度以降も建設があるものというふうに思われますので、私はできる限り村長が言うように村内の業者がすべてやってくれるようなシステムが、システムといいますかそういう結果を期待しているわけで、そういうふうに村内の業者が助かる、入居者はもちろん助かるというふうなことで進んでいってほしいというふうに希望いたしまして私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、2番藤田修一君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 1番 久慈修一議員

○議長（木村 修君） それでは、1番久慈修一君の質問を許します。久慈修一君。

○1番（久慈修一君） よろしくお願いいいたします。

私からは大きくは二つの項目についてお聞きしたいと思います。一つは行政改革に関する事、もう一つは豪雪対策本部に関する事でございます。

まず行政改革ということについて質問をさせていただきます。

まず第1点、行政改革大綱並びに集中改革プランは今後策定しないのかという質問でございまして。現在の行政改革は平成17年度までに策定実施された蓬田村行政改革大綱と蓬田村行政改革プランに基づいて実施され、これが平成21年度でどちらも計画自体は終わっているという状況であります。その後の計画について、村の広報やホームページ等を調べてみましたが、これについて引き継ぐ計画が公表されていないというふうに私は思っております。国は現在事業仕分けという、ちょっとテレビで見ると皆さんおわかりになりますけれども、かなりシビアな手法で行政のスリム化を行っておりますし、また青森県はホームページ等で見ますと平成25年4月1日を目標年次とした集中行政改革集中改革プランを実施中というふうに伺っております。

したがいまして、国や県の動向を見ますと我が村も引き続き行財政改革を実施するのが当然ではないかというふうに私は判断するのでありますが、これは計画されているのか、あるいはまた計画されていない場合は実施する予定があるのか。予定があるのであればそのスケジュールはどのようになっているのかをお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えいたします。まず蓬田村行政改革大綱につきましては、平成16年度から平成20年度までの5カ年の期間を設けまして平成16年に策定してございます。それにつきましては、平成20年度で終了して、現在のところ見直しはされておられません。それから蓬田村行政改革集中改革プランにつきましては、これは平成17年度から平成21年度までの5カ年を期間とする計画でございまして、この計画につきましては、平成17年に総務省の方から地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示されまして、それに基づいて17年度から21年度までの5カ年に期間を区切りまして計画をつくってそれで住民に公表しなさいというふうな義務づけされてつくったものでありまして、この集中改革プランにつきましても現在見直しはされておられません。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今質問の中で実施する予定はないのか、ある場合はスケジュールをとということで質問したわけですがけれども、その辺はどういうふうに。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 大変失礼しました。まず行政改革大綱は蓬田村が存在する限り行政改革は常に心がけていく、また常にしていかなければならない、その柱となるものを定めているものでございますので、これにつきましては早急に速やかにつくる方向で検討しているところです。いずれにしても、具体的には来年度中にできれば策定したいと考えております。もう一つの集中改革プランにつきましては、先ほど説明しましたように、国の方から平成17年度から21年度の5カ年に区切って計画をつくって公表しなさいというふうないきさつもありますので、現在のところは見直しもしていませんし具体的に計画をつくるか、それについては未定でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ありがとうございます。いずれにしてもその辺のところは今答

弁いただいたように実施する前向きな発言はいただきましたけれども、具体的にやるかどうかは答弁いただけなかったわけですが、今総務課長がおっしゃったような答弁でぜひ進めて村の行財政を見直しする立場から、もちろんその長期計画という問題もありますので、片や開発計画、片やその縮小計画ということで非常に難しい部門、場面もあるかとは思いますが、ぜひその計画を立てた場合は議会にも、あるいは村民にもぜひ公表していただきたいということで要望してこの問題は終わります。

次に行革に関しての問題でございますけれども、村の各種委員に費用弁償を支給できないかということでございます。その理由をかいつまんで申し上げますけれども、行政改革以前には村の非常勤職員、すなわち教育委員とか農業委員とかそれらの行政委員会の委員とか、あるいは条例設置されている各種委員会がございますけれども、これらの委員に対しまして1日当たり1,500円だったと思っておりますが費用弁償を支給しておりました。行政改革に伴いましてこれらを費用弁償とか日当は廃止してそれこそ実費弁償、汽车租赁がかかれば汽车租赁だけというふうなそういう費用弁償方式に、旅費方式というんでしょうか、かわりました。しかし、この各種委員会の委員というのは単に村民の代表でこの委員会の委員になっているというのではございませんで、ある意味その職務の内容によって専門性というものを求められる場合が非常に多いわけです。その責任においても意見を村行政に執行機関にその意見を申し述べるという極めて重大な任務を課せられているわけです。

しかしながら、地方自治法の203条の2第3項においてはこれらの委員に費用の弁償を受けることができるという表現で法律上は支給しなくても違法とはならない表現になっています。このために行政改革によって経費の節減の対象となったというふうに私は解釈しております。しかし、この費用弁償はそもそも職務を行うために要した費用を償う、委員になってもらった方に経費を償う、これを金銭で支払いしましょうというものであります。確かに交通費ないしは旅費を支給するというのが実態ではございますけれども、私たち蓬田村においては実務上委員各位の住所地、公共機関の運行形態というものを考えれば、これをそれぞれに計算して支給するということが極めて難しいわけです。実務上極めて難しいというものだと思います。これを解消する手立てというのは公用車で委員を送迎してもらおうという方法が考えられますけれども、これまた職員がその時間を費やして自動車を使ってというふうになると極めて不効率であります。

実際、現在の行われている姿を見ますと委員個人がその職務を遂行するに当たって自

分の自動車とかあるいは乗り合わせて来るとか、そういうふうにして自分が経費をかけているというふうには私は思うんですが、それは委員の単なる行政に対するサービス、いわばボランティアだというふうにして私は片付ける問題ではないというふうに思います。

行政改革によっていろいろなここ5年の集中改革プラン、あるいは大綱に基づいて歳出が削減されてまいりました。しかし、現在それが復活されたものも幾つかございます。ぜひこれらのことを考えていただきまして、この各種委員に対する費用弁償を支給していただけるようお願いをするものですが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 費用弁償を削減しましたのは平成16年から18年度にかけて国の方で三位一体改革を行いまして、我が蓬田村も歳入の財源の半分を占める地方交付税が大幅に削減されております。そのことをきっかけに、たしか平成16年度から費用弁償の支給をしないということで今日に至っているというふうにとらえております。本来であれば村の方で特別にお願いしている委員でありますので、議員言われるとおり、当然報酬のほかに費用弁償もできれば支給するのが大変望ましいわけでございますけれども、何せ村の財政も平成23年度、今年度の状況をとらえますと普通交付税で対22年度に比較して8,600万円、それからあと一般財源としてなり得る臨時財政対策債がこれも対22年度に比較して約4,000万円、合わせて1億2,000万円の減が見込まれているところであります。

こういうふうなことを考えますと、大変心苦しいわけですがけれども、できれば各委員の皆様のご協力を得ながら今の費用弁償を支給しないそのことをお願いしていかざるを得ないというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 委員になるのをお願いをして、さらに費用弁償はカットしてまたそれもお願いするという事は私たち議会人としても非常に心苦しいというふうには私は思うわけです。職員の場合は通勤するのに通勤手当をいただいております。議員の場合はいわば報酬をいただいておりますから、その報酬にその費用弁償分は織り込み済みだと言われれば私たちもそれに従ってやりたいと思います。しかし、職員の場合はまた村外に高根に行く場合は公用車を使える、勝手に使えるというふうになっていますし、そうすれば、確かに財政が苦しいのはいいんですけれども、支払うべきものは支払うという姿勢で行政を進めていただかないと、委員になられる方も熱が入らないと言えば語弊が

ありますけれども、何かボランティア的な発想になってしまって実際にいろいろな行事にも参加できなくなるというようなことになればこれまた行政上の補助機関でありますからそれらに対して支障も来すようなことがあると私は思うわけです。できれば24年度の4月からこれを条例で規定して皆さんに支給できるようにできないか、再度、どうしてもだめであればこれは仕方がないんでありますが、再度ご答弁願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 先ほどもご説明しましたように、普通交付税の交付状況が来年度、平成24年度も現段階でわかっている点では平成23年度に比較して普通交付税が約1.7%の減というふうなことも見込まれております。さらに、今回の東日本大震災の財源を確保するために国の方では国家公務員の人件費を削減するという事で、まだ成立はしていませんけれどもそういうふうな法案を提出してございます。それに伴って来年度地方公共団体に対しても職員の人件費に相当するという事で人件費の減を見込んでおりまして、それに相当する額、約6,000億円を減少させるというふうなことも入ってきております。

これらのことを考えますと、先ほど説明しましたように、来年度も費用弁償の支給はなかなかできないのではないかというふうなことで考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） わかりました。

次の質問に入ります。先ほど行政改革大綱と集中改革プランのことを聞きました。この集中改革プランないしは行政改革大綱の中におきまして職員数の定員管理の適正化という部分が必ずこれは出てきます。集中改革プランにおいてはそれが出てくるわけです。これは大変重要な部分であります。この根拠になっておりますのが先ほど、今言いました定員管理計画でございます。どちらも総務省が作成指導、集中改革プランについては5年の時限で実施するというふうにして進めております。どちらも総務省ということがあります。

この定員適正化計画というのは皆さんは余り耳にしないかもしれません。一般の村民の方には耳にしない言葉だと思います。なぜ定員を適正化するような計画を作らせるのかという根拠であります。これは地方自治法の中の第2条第14項と第15項の規定に基づいているわけです。その第14項には事務の処理に当たっては最小の経費で最大の効果を

上げるように地方公共団体は努めなければならない。引き続き第15項には常にその組織及び運営の合理化に努めてください。要するに最小の経費で最大の効果を上げるように努めてくださいという二つによってこの定員適正化計画というものが策定を、ある意味義務づけられてきました。

私たち蓬田村の場合、この定員適正化計画をどのように活用してこれも財政をするかということを考えてみますと、まず第1に私考えましたのが村の人口の推移でございます。行政改革の始まった平成17年1月31日の人口は、これは住民基本台帳上の人口でございますけれども、3,510人ございました。この間、広報を受けとりまして11月30日現在の人口が3,201人というふうになってございます。この平成17年から今の現在までの6年9カ月の間で住民基本台帳上で約300人減少しました。ということは、この300人の減少というのは経済活動そのものも大変な損失を受けるわけでございますけれども、いわゆる交付税に試算される財源にかかわる人口が300人減ったというのはかなり財政に影響を与えるということは想像に難くありません。ですから、村の定員適正化計画というものは村の行財政運営上非常に大きな影響力を持っているわけですから、国がこれを何十年前、私が知っている限りでは40年ぐらい前から作成を指導してきたものであります。

私が思うには、この定員適正化計画をきちんと策定して類似団体の指数とか、あるいはこれはちょっと職員上がりなものですから専門用語的になりますが、類似団体の指数とか定員モデルの試算値とかこれらを参考にして定員管理計画を策定していただきたいのです。そうしないと無秩序に職員の採用が行われて将来の村の存亡にかかわることもある。要するに職員というのは一回採用しますとやめさせるとかそういうことはできないわけです。そういうことを考えれば非常に財政的な問題、人口が減少しているというような趨勢を見ますと考えざるを得ないのではないかと私は思います。

こういう根拠に基づいて私が今聞きたいのは定員適正化計画はどうなっているのか。もし策定していなければ、これはどういうふうにして作成するつもりなのか、ここを伺いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ご説明いたします。蓬田村定員適正化計画は平成17年度から平成21年度までの5カ年を計画期間としまして平成21年度で終了してございます。この平成17年度から21年度までの5カ年での期間を設けた定員適正化計画は先ほど申しまし

たように平成16年に作成しました蓬田村行政改革大綱の中にもうたってございまして、具体的には定員管理の適正化という項目でうたってございまして、新たな定員適正化計画の策定ということで平成16年度に策定して計画年度、17年度から平成21年度までの5カ年というふうにうたってございます。

したがいまして、現在蓬田村行政改革大綱と同じように村の定員適正化計画は平成21年度で終了してございますけれども、行政改革大綱の見直しに伴って当然定員適正化計画も見直ししていかざるを得ないというふうに考えてございます。ですので、行革大綱と一緒につくっていく必要があるのではないかというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今回答をいただきましたのは来年度からということなので、来年度中につくるのかどうかということをお聞きしたいのでありますけれども、その定員見込み、定員数を削減するのかあるいは現状維持でいくのか、そういったことについては何ら考えておりませんか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 定員適正化計画も当然行政改革大綱の中で見なければならぬ項目となってくると思いますので、当然大綱の見直しに伴って適正化計画も見直してつくっていく必要があるのではないかと考えております。具体的にその計画の中で見る職員数につきましては、計画をつくる中でいろいろな意見が出てくるかと思っておりますので、それらを踏まえながら現在その計画をつくる際の事務事業の状況並びに職員の現在の数等を踏まえながら、あとは財政、それらの総合的なことを考えながら設定していく必要があるかと思っておりますので、具体的にこの場で何人というふうにはなかなかいかないのではないかとこのように考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そうすれば、この問題も行革の計画と同じで未設定ということで、これ以上はお聞きしないことにします。

4番目でございますけれども、定員管理と今の行革大綱、あるいは集中改革プランとの関連ということをお聞きしたいのであります。この質問をいたしますのは計画相互の優先の問題、どちらが先にそれを優先して適用するかという問題があるから聞くのであります。私が読みましたのは、平成22年3月定例村議会、1年9ヵ月ほど前の定例村議

会で職員採用人数に対する藤田議員の一般質問、すなわち採用予定では若干名であったけれども7名採用したのはなぜかという質問であります。

広報で見ますとどなたが答弁したのかははっきりいたしていません。ただ、答弁で定員適正化計画では平成22年には62名と計画しており、当初予定の採用の予定者若干名をこの計画にあわせて7名採用したというふうに答弁してございます。これまで聞きました行革大綱並びに集中改革プラン、それから定員適正化計画というふうに並べてみますと、定員適正化計画が平成16年度に策定されております。質問者が根拠としている採用予定者人数1名というふうになってはいますが、これについては行政改革の集中プランに基づくものである、これは平成17年だということでもありますから、どちらも総務省、県も市町村振興課というところが扱っている計画ではございまして、平成17年の行政改革集中プランを適用しないで平成16年の定員適正化計画を適用するというのは行政上信義に反するのではないかと。約束違反だというふうには私に思うんです。

加えて、行政改革集中プランというものについてさきの9月の定例村議会で私の紳装の民営化の質問に対する答弁では総務課長から議会にも説明しているのではないかと、定かではないけれどもという断り書きがついておりますけれどもという答弁、村長からは地域住民の皆様にも説明している、広報とかいろいろなものを出しているというふうに発言しております。そうすれば、そういうふうに約束した、それに基づいて実施しないということになれば議会に対しても村民に対しても信義違反だ、約束を守っていないということに私はなると思います。

特に議会軽視、また村民に対しては公約違反という批判も、当時はなされなかったけれども私が見るにはそういう批判をされても仕方がないのではないかとというふうに思います。来年度、行政改革集中プランというものも、それから定員管理計画というものも来年度、平成24年度からつくるというふうにして説明があったわけですがけれども、同時につくるとそういう問題はないのかもしれませんが、ぜひ数値を、都合のいい数値を使うというような計画のとり方はしないで、私は計画の後、後につくった計画の方が優先だというふうに解釈してここで質問するわけですがけれども、行政側として当局側としてはこの問題についてどういうふうにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ちょっと私の説明不足であるのかわかりませんが、集中改革プランにつきましては先ほど説明しましたように、平成17年度から21年度までの

5カ年に限定した計画でございますので、この計画につきましては来年度つくるといふふうには、そこまでは決まっておられませんので定員適正化計画と違いますのでご理解願いたいと思います。

具体的に平成22年4月1日に7名の方を採用しておりますけれども、これにつきましては平成15年度から平成19年度までの5カ年、ずっと退職者が出ましたけれども職員の不補充で頑張ってきたものでございます。ですから、その5カ年の間に事務的なものもかなりふえまして、職員の場合は残業とかした場合も時間外手当とかそういうものは当然支給してございませぬし、当然というよりは15年度からは三位一体改革で交付税が大幅に減らされている関係もありましてという意味でございます。

そうやって5年間退職不補充できましたけれども、どうしても職員の負担が大き過ぎる、住民に対するサービスも落とすことができない、低下させることができない。それらのいろいろなことを考えて採用したというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私が聞いたのは計画の優先性の話をしたわけですがけれども、総務課長は集中改革プランは確かに平成24年度からやるかやらないかは答弁していませんけれども、行革大綱と職員の適正化の話は24年度から一緒にやるという話をしていますけれども、その後にもまた、例えば今回みたいに集中改革プランが出されて、その集中改革プランの中ではさらに定員管理計画の数字を下げるというふうに例えば計画したとして、また職員を採用するようになったら集中改革プランはなしで職員定員管理計画に基づいて多目に人数を採用するというようなそういうやり方は私はしないでほしいということなんです。村民にも議会にも説明をしましてから、それをまた前の計画に戻しますというような、それをやるのであれば議会にも村民にも説明するのが当然であるというふうに私は思います。公約違反であるし議会軽視だというのはその意味であります。この問題については既にそういう採用事務とかそういうものは完了していますので今さら修正するというかそういうことは不可能な問題ですのでこれ以上それは聞きませんが、計画に関するそういう基本的なこと、これは事務方、行政長の責任でありますから、きちんと責任を持ってこれを対応していただきたいということで、この要望をしてこの質問は終わりたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今要望ということでございます。久慈議員の言うことはよくわかります。この第3次蓬田村行政改革大綱は平成16年9月から策定いたしまして、計画期間が平成16年から10年余りとなっております。それからまた、蓬田村行政改革集中プランについては18年3月10日から策定いたしまして、計画期間は17年から21年度までとなっております。

ところで、これ以降も改革しなければいけなかったんですが、随時改革していかなければならなかったんですが、改革しなかったんですね。この当時の担当職員は久慈修一さん、あなたですよ。そして、蓬田村定員適正化計画、これについても前に私が言いましたけれども、これもあなたが担当で、そして総務課長、あるいはそのグループの中でなぜ話をして村長に提案しないのか。その辺は私は理解に苦しむ。そうすると我々の方ではあなたからの提案を受けてやります。そして今79人の定員数です。現在61人です。61人だから18人少ないわけです。ですから、これは65人にするとか63人にするとか、これはこれから決めればいいことであって、そのぐらいのことはあなたのときに提案すべきであった、私はそう思います。ですから、私の責任をとる、私には責任が一番ありますけれども、職員としてあなたは当然それらについても提案するべきではなかったか、私はそう思うわけでありまして。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 逆質されたというふうに私解釈いたしますので、私が答弁する番でございますけれども、実は平成21年の職員採用は決定したのは11月の中ごろ、もっと遅いんですか。平成21年の11月20日過ぎであります。これは中身について申し上げれば、村長もそれは当然わかっていることでありましょうけれども、行政改革大綱でありましょうが、職員の適正化計画でありましょうが、職員数が決まらないうちに計画を立てるというのは不可能であります。たった1ヵ月か何ぼしかない期間で、というのは私平成21年、村長はお忘れになったのかもわかりませんが、平成21年12月31日で、失礼、23年1月1日で私人事異動しております。県にもその旨十分話をして計画の一体性を持つために定員適正化計画、それから集中改革プラン、それから行革大綱については3月までに素案を出します、24年から必ずやりますという私は県に対してそういう話をしてきました。確かに私の責任もあるかもしれませんが、でも、そういう事情というものを勘案しないであなたが担当だから、私鉛筆なめて1ヵ月ででかすことができるかもしれませんが、そういうことは言わないでいただきたいと私はそう思います。この問題は以上で

終わります。

次に豪雪対策本部の構成員について、これはどうなっているかというふうに質問に入ります。ことしの1月から2月にかけての連日の降雪で住民生活が大変支障を来したということが思い起こされます。この後の1月か2月に、私月日ちょっとはっきりしないのですが、豪雪対策本部の看板を庁舎前に掲げたというふうに私記憶してございます。この豪雪対策本部とは実際何をやるんだろうと思って例規集を見ましたけれども、その根拠がついて例規集には載っておりませんでした。組織の内容もよくわかりません。ですので、まずその構成員というものはどういうふうにしてやったのかお知らせいただきたい。

どういうふうにしてやって、なぜそういう構成にしたのかもお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 蓬田村豪雪対策本部はことしの1月24日に設置されております。豪雪対策本部のメンバーは村長、教育長、それから会計管理者、議会事務局長ほか各課長で構成しております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） その理由というのは特にはないんですか。そういうメンバーにしたというのは。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 対策本部は設置しましてどういうことを検討するかといいますと、まず小中学校、それからふるさと総合センターとか農業者トレーニングセンターとかいうそういう公共施設の除雪、それから農業の関係ではビニールハウスの被害状況の確認、それからあとは村道や通学路などの除雪の体制をとる、それからあとはひとり暮らし、ふたり暮らしの高齢者の世帯や障害者世帯の除雪、それらを具体的にとってきたわけでございますけれども、それらの除雪をする場合、住民からの要望があった場合、速やかに対応するためには役場職員がどうしても中心にならざるを得ないわけです。それ以外のボランティアの方も募集すればいいのではないかということですが、本来自分の仕事がありますので、どうしても役場職員が中心としてやらざるを得ないし、またそれが速やかに対応できるということもありまして役場の職員を中心にして構成してるということでございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） チャイムが鳴りまして、皆さんおなかがすいてきますのでスピードアップしていきますけれども、私が今聞きましたのは、豪雪対策本部というのは行政側の豪雪対策本部であればこれは課長会議で十分ではないか。一番問題になる住民を巻き込んだ豪雪対策本部というものを取り込んでいただきたいというのが私の考えであります。例えば、今言いました小中、あるいは自治会、あるいは農協、漁協、これら降雪すれば被害をもたらすような団体に対して豪雪対策本部をつくっていろいろ説明する。事務方が豪雪対策本部をやるというのは私は余り納得していません。ですので、ことし降らなければいいんですけれども、降って対策本部をつくらなければならないという場合はこれを一考、ちょっと考えていただきたいというふうに思います。

2番目はこの対策本部を設置した場合、対策本部を設置する目的とかあるいは住民を雪による災害から守るということが趣旨なわけですから、そこで検討した事項を、会議事項とか検討して村民にかかわる部分については素早く皆さんにお知らせをして協力をお願いすべきではないのかというふうに私は思うんですが、これを行ったものですか。ことしの場合はどんなものでしょう。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ことしの1月24日に設置しました対策本部につきましては、具体的に設置しましたということの回覧はたしか配付してありませんでした。ただ、対策本部を設置した場合は除雪する世帯の中心がひとり暮らし、あるいはふたり暮らしの高齢者とか障害者世帯、そういうものが中心となってきますので、社会福祉協議会の方には連絡を入れています。いずれにしても、できるだけ多くの方に知ってもらうという意味では回覧の配付も必要ですので、ことしの今冬からはそういうふうな対応もしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ありがとうございます。

次の質問に入ります。最後の質問になります。ことしの1月、2月の豪雪のときに自分の周りの空き地だけでは雪を処理できないという方が非常に多くて、川に持っていったり田んぼの方に持っていったり、あるいは漁港に持っていったり、さまざまなことをして処理をしました。しかし、海に捨てればだめだと言われたとか、あるいは漁港に持ってきたらそれはだめだと言われたとかというので非常に苦情がありました。別に私議員であったわけでもないんですが、これは何とかならないものかという部落の方の役員

もやっていた関係でそういう話が出てきました。そこで、豪雪時に限らず村で各自治会なり、各自治会なりというのは一例でございますけれども、二つの自治会で一つだとか、あるいは玉松のどこかを使って雪捨て場にするとか、そういうふうにして、できるだけ村民に経費のかからない手早く除雪ができるとかそういった方法を考えれば雪捨て場というものを設定してあげる、行政側が設定してあげてそこに捨てたものをブルで押し付けて片付けてまた捨てられるようにするという対策が私は必要ではないのかというふうに考えますけれども、これについては、それからもう一つあります。設定したらそれを情報として流してやるということが私は必要ではないのかと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） ご答弁させていただきます。雪捨て場の確保という、公設の雪捨て場の確保となりますと大変困難であると思います。指定すれば、議員おっしゃったように各地区に指定をすれば集中して車の混雑あるいは事故防止といろいろの対策を講じなければならないと思います。ただ、しかしながら我が村は豪雪地帯です。今議員が言ったような問題につきましては決して避けて通れない問題ではある、こう思っております。今後、これからいろいろな方々のご意見をちょうだいしながら、また情報をいただいて議員が言われたように可能なところは確保して住民に提供していく方向でこれから前向きな方向で考えさせていただきたいとこう思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 新聞にも出ておりましたけれども、何ですか、青森市の方では海に投棄しないように、何か環境の問題があるようであります。我が村はその辺のことは言っておりません。ただ、住民の中でそれをわかっている方がありまして、海に捨てればだめだというふうな形を何か言っておりますので、そういったことも踏まえて今建設課長の方から前向きに検討するというところでございますので、ぜひ検討していただいて住民の生活に支障のないようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、1番久慈修一君の質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後00時04分 散会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員